ヘルプデスク用パソコン一式の

調達に係る要求仕様書

**１．概要**

　　今回調達するパソコン端末等は、ヘルプデスク担当者用に調達するものであり、

　　スペック等は以下のとおりとする。

**２．調達端末のスペック**

　　（１）機器等の基本要件

ア．機器設置場所

　　大分県庁舎 別館 ８階ヘルプデスク及び７階教育デジタル執務室

イ．ハードウェア

（ア）デスクトップ型パソコン × ９台

　　　　 例示品：　ThinkCentre M70s Small Gen 5l

CPU ：Intel　 Core i5-14400　相当以上

メモリ ：１６GB　DDR４ ＳＤＲＡＭ　ＵＤＩＭＭ相当以上の処理能力を有するもの

SSD ：256GB相当以上処理能力を有するもの

DVD ：スーパーマルチドライブ

LAN　：　1000BASE-T相当以上

ポート ：USBポート×9（内Type-C×1）、Displayポート×１、HDMI×1を標準搭載

キーボード：　ＵＳＢフルサイズ日本語キーボード

マウス ：有線ブルーLEDマウス

OS ：Windows 11 Pro 64bitl

５年間保守（当日訪問修理対応）

（イ）ワイド液晶ディスプレイ× １０台

 例示品：フィリップス21.5型液晶ワイドディスプレイ

解像度：1920×1080ドット

輝度　：250cd/m2

応答速度：５ｍｓ

視野角：上下：178°　左右：178°

コントラスト：　10,000,000：１

入力端子：HDMI：1.8M×1、DisplayPort1.8×1

ウ．ソフトウェア及びその他

【SiCSP教育機関専用】Office LTSC Professional Plus 2021 × 9ライセンス

　　（３）機器等の性能・品質要件

上記機器の要件を満たすものであれば、例示品以外の製品であっても構わない。

ただし、例示品以外の製品で応札する場合は、事前に教育デジタル改革室担当者あて製品カタログ等を持参し、了承を得ること。

**３．機器等の保守要件**

　　　保守対応業者は、機器等が常に完全な機能を保つように、対象の機器等の保守作業を行うこと。

　　（１）保守対象及び内容

ア　保守対象

上記「２（２）イ．ハードウェア（ア）」に掲げる機器等とする。

保守部品は５年間以上確保すること。

イ　保守内容

　　①障害箇所の特定及び原因除去のための適切な対処

　　②障害回復後の正常動作確認

　　③障害対応状況・結果報告

　　④各部調整

　　（２）業務の時間

　　　　　　　大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までの日を除く午前８時３０分から午後５時）を原則とする。

ただし、障害の内容に応じ県が必要と判断した場合は、上記以外でも対応を行うこと。

　　（３）保守作業の対応期間及び場所等

保守作業の対応期間及び場所等については、原則として次のとおりとする。

ア　対応期間及び場所

　　　　　　　　　　保守作業は、原則、大分県の職員が保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日の翌々開庁日までに機器等設置場所を訪問し対応を行う。

イ　保守作業フロー等の作成

　　　　　　　　　　契約時に障害対応体制証明書(別紙１)及び保守作業の責任分担、業務フローを作成し提出すること。

　　（４）報告期限等

　　障害速報を６時間以内に提出するとともに障害対応の状況を大分県へ逐次報告すること。また、障害回復後速やかに対応結果報告書を提出すること。

　　（５）保守業務経費

保守担当窓口対応経費、故障した機器等の原形復旧に要する部品・機材・修繕・設定

費等、機器等の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等及びリース終了時の撤去費とする。

**４.　データ消去作業**

　　リース期間満了後の回収及びデータ消去は以下の条件とする。

　　（１）機器の回収

　　　　契約の終了又は解除による機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は、すべて負担するものとする。

　　（２）データ消去

　　　　回収したシステムのログ等は、教育デジタル改革室の指示に従い保管後、内蔵磁気ディスクのデータ消去作業を米国国立標準技術研究所NIST800-88r1に準拠した方法で行うこと。

データ消去作業完了後、別紙２「内蔵記憶装置のデータ消去作業完了報告書」に記入し押印の上、大分県教育庁教育デジタル改革室へ提出すること。

**５．導入スケジュール**

　　　①機器設置期限　　　　　　　　　　　　　　　　 令和7年1月24日

　　　②リース及び保守開始　　　　　　　　　　　　　　令和７年2月１日～